

通常の学級に在籍する

児童生徒・保護者・教職員を支援する教育相談

教育相談を通して、通常の学級に在籍する児童生徒の発達の過程や障害の状態等を整理し、本人・保護者・教職員に対して適切な指導及び必要な支援について一緒に考えます

※通常の学級に在籍し、通級による指導（特別支援教室）を受けている児童生徒を除く

相談内容

- 児童生徒の実態把握と相談内容の整理
- 特別支援教育に関する情報提供
- 教育的な指導・支援についての相談



来所相談

- 対象 児童生徒・保護者・教職員
- 場所 特別支援教育相談センター
(小倉南区春ヶ丘10番2号)
- 日時 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日を除く)
- * 申込受付後、相談日時を決定します

電話相談

- 対象 保護者・教職員
- 連絡先 特別支援教育相談センター
TEL 921-2230
- 日時 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

申込期間

- 令和6年4月25日(木)～令和7年1月15日(水)

相談期間

- 令和6年4月30日(火)～令和7年2月28日(金)
- 夏季・秋季・冬季休業日、代休、学級閉鎖等の休業日は相談を実施することはできません
- 教育相談に要した時間は「出席扱い」となります

教育相談訪問

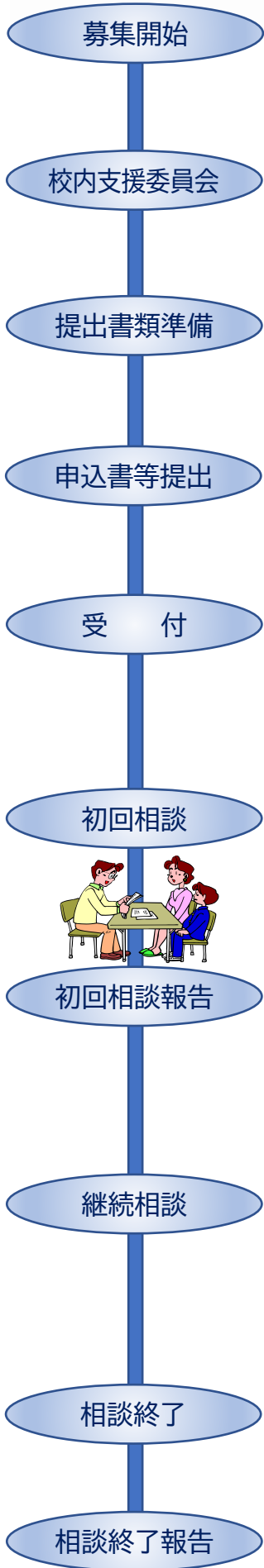
児童生徒の学校での様子を確認する必要がある場合、保護者の同意の上、必要に応じて「教育相談訪問」を実施します。

授業や行動観察を通して、学校生活や学習状況の情報収集を行い、学校と今後の方向性を確認します。確認した内容を、保護者及び児童生徒に提供します。





教育相談の流れと事務手続き



○4月の配信文書で確認

・「教育相談申込書」等は特別支援教育相談センターHPの教育相談事業よりダウンロード可

○保護者と教育相談の必要性や実施について確認
※現在、通級による指導（特別支援教室）を受けている児童生徒は申し込むことができません

・校内支援委員会を開催し、保護者と教育相談の必要性について話し合う
・教育相談は平日実施であることを保護者へ伝える
・教育相談に要する時間は「出席扱い」となる

①「教育相談申込書」（表：保護者記入欄、裏：学校記入欄）
②「個別の教育支援計画」OR「個別の指導計画」

○提出書類①②を確認した上で、厳封し庁内メール等で提出

○申込書等を確認の上で、
①担当者より保護者へ初回相談日を連絡
②初回相談日決定後、学校（管理職）へ報告



○主訴の確認
○学校・家庭での様子の聞き取り
○行動観察
○手立て（支援や配慮等）の提案
○保護者と「教育相談実施報告書」の記入内容確認

・「教育相談実施報告書」の内容を校内で共通理解し、個別の指導や支援に生かす
・また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」へ支援内容を記載するなど有効に活用する

○初回相談内容を学校（管理職）へ電話連絡
○次回以降の報告は、書面実施

○必要に応じて心理発達検査など諸検査を実施
○具体的な手立て（支援や配慮等）について提案
○実態の変容の確認と手立ての評価
○保護者と「教育相談実施報告書」の記入内容確認
○保護者の同意の上、必要に応じて関係機関と連携
○保護者の同意の上、必要に応じて「教育相談訪問」の実施

・原則、2月末で教育相談は終了するが、次年度も教育相談を継続するには再度申込みが必要
・相談時期により、今年度の相談が1回程度しか実施できず、継続相談が必要な場合は保護者と継続を検討する

○保護者と教育相談終了を確認
※次年度相談を継続する場合は再度申込みが必要

○学校（管理職）へ電話連絡
○「教育相談実施報告書」を学校へ送付